

ま え が き

国民健康保険は、農林水産業や自営業の方々などを対象とする公的医療保険制度として、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

しかしながら、急速な高齢化の進展、増大する医療費、さらには厳しい経済情勢を反映して、事業運営は極めて厳しい状況にあります。

平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、平成20年4月より本格的に施行されて以来、制度定着のために様々な特別対策がなされ、本年度も高額介護合算療養費制度の本格施行などが行われております。

こうした中、平成21年9月には政権交代が行われ、改革の方向性は大きく変わることとなりました。後期高齢者医療制度の廃止や、被用者保険と国民健康保険を将来地域保険として一元化を図ることがマニフェストに盛り込まれており、平成25年度からの新しい高齢者医療制度の実施に向け議論が始まったところです。今後、国民健康保険においても、大きな変革を求められることとなります。

このような状況の中で、国民健康保険事業のより健全な運営を行うためには、現状の把握・分析を行い、将来を見通した計画を立てることが不可欠です。

この事業状況は、平成20年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）に基づき県内27市町村と3国民健康保険組合の事業実績を集計・分析したものであり、各保険者の円滑な事業運営に御活用いただければ幸いです。

平成22年 3月

岡山県保健福祉部長寿社会対策課長

森 晃朗

用語の解説

この資料で使われている主な用語等を説明すると次のとおりである。

1 国民健康保険の保険者

国民健康保険の保険者は、市町村及び国民健康保険組合である。

2 国民健康保険の被保険者

国民健康保険は健康保険等の職域保険（以下「被用者保険」という。）に加入している者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く全ての者を対象とした地域保険である。

国民健康保険の被保険者は一般被保険者と退職被保険者等に区分される。平成19年度までは、一般被保険者の中に旧老人保健法の規定による医療を受ける者（以下「老人医療受給対象者」という。）が含まれる。本書の中で、表現を簡略化して「老人医療受給対象者を除く一般被保険者」を「若人」、老人医療受給対象者を「老人」と表記している場合がある。

なお、40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者を「介護保険第2号被保険者」と表記している場合がある。

また、療養の給付を受ける者が6歳に達する日以降の最初の3月31日以前に給付を受けた場合にその者を「未就学児」、65歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合にその者を「前期高齢者」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のない者を「70歳以上一般」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のある者を「70歳以上現役並み所得者」と表記している場合がある。

3 年間平均被保険者（世帯）数

各月末における被保険者（世帯）数の前年度3月から当該年度2月まで（国保組合においては4月から3月まで）の合計を12で除した数。

4 療養の給付等

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関又は保険薬局から直接に診療・調剤等の現物をもって給付することをいう。保険者は当該療養の給付等に要する費用額のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金等を除いたものを保険医療機関等に支払う。

5 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合、被保険者が被保険者証を提出しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない場合等において、事後に被保険者の請求に基づき現金で支払う場合の給付をいう。

6 療養諸費

療養の給付等の額と療養費等の額を合計したものをいう。

7 国民健康保険保険料（税）

(1) 賦課方式

- ・ 4方式……所得割額＋資産割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額
- ・ 3方式……所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額
- ・ 2方式……所得割額＋被保険者均等割額
- ・ その他……各国保組合の規約に定める方法による

(2) 所得割の算定基礎

- ・ イ…課税総所得金額（基礎控除後）
：いわゆる「旧ただし書方式」による課税総所得金額
- ・ ロ…課税総所得金額（各種控除後）
：いわゆる「本文方式」による課税総所得金額
- ・ ハ…市町村民税の所得割額
- ・ ニ…市町村民税額等（市町村民税額又はそれに都道府県民税額を加えた額）
- ・ ホ…その他（上記のいずれにも該当しない場合）

(3) 資産割の算定基礎

- ・ イ…固定資産税額
- ・ ロ…固定資産税額のうち土地・家屋にかかる分
- ・ ハ…上記のいずれにも該当しない場合

8 受診率

年間受診件数（レセプト枚数）を年間平均被保険者数で除して得た数に100を乗じて得た数。（被保険者100人当たり年間平均受診件数）

9 一人当たり医療費・保険料（税）

一人当たり医療費は、療養諸費費用額を年間平均被保険者数で除して得た額。

また、一人当たり保険料（税）調定額は、保険料（税）調定額を年間平均被保険者数で除して得た額。

10 国保診療施設の規模

- ・ 甲…出張診療所
- ・ 乙…5床以下の常設診療所
- ・ 丙…6床以上19床以下の常設診療所
- ・ 丁…病院（20床以上）

目 次

I	国民健康保険事業概況	1
II	年 報	2 3
III	国民健康保険事業状況報告書統計表	
第 1表	保険料（税）（現年分）収納率	4 4
第 2表	月別一般状況	4 5
第 3表	月別保険給付状況（一般被保険者分（若人分））	4 6
第 4表	〃（退職被保険者等分）	4 7
第 5表	保険者別一般状況	4 8
第 6表	保険者別収支状況	5 2
第 7表	〃（退職被保険者等分）	6 2
第 8表	保険者別保険料（税）収納状況（一般被保険者分）	6 3
第 9表	保険者別保険料（税）収納状況（退職被保険者等分）	6 4
第10表	保険者別保険給付等支払状況（一般被保険者分）	6 5
第11表	保険者別保険給付等支払状況（退職被保険者等分）	6 8
第12表	保険者別保険給付状況（一般被保険者分）	7 0
第13表	保険者別保険給付状況（退職被保険者等分）	7 7
第14表	保険者別診療費諸率（一般被保険者分）	8 5
第15表	〃（退職被保険者等分）	8 6
第16表	〃（全被保険者分）	8 7
第17表	保険者別保険料（税）賦課徴収状況（一般被保険者分）	8 8
第18表	〃（退職被保険者等分）	9 7
第19表	一人当たり医療費順位	9 9
第20表	一人当たり保険料（税）調定額順位	1 0 0
IV	国民健康保険診療施設事業状況報告書統計表	
第21表	保険者別診療施設一般状況	1 0 1